

自筆証書遺言の記載内容 不備による問題事例

これから遺言書を使って相続手続きをしようと思っているが遺言書に問題があって困っている方や、申請先に遺言の不備を指摘されて手続きができない場合があります。

自筆証書遺言は、自分で作成するためその内容についても、法的効力が生ずるかどうか自分で検証する必要があるので注意が必要です。

1. 住所で不動産を特定してしまった場合

不動産を特定する場合は、**登記簿謄本に書かれた地番と家屋番号**でなければいけません。分譲地で複数棟を新築販売するような場合には、お隣とまったく同じ住所という場合も世の中にはありえます。不動産を特定する場合には、住所ではなく不動産登記簿のとおり記載しなければいけません。

ただし、遺言全体の解釈等によっては法務局の判断により、相続登記が受理される可能性もありますので事前相談してください。

2. 建物を記載しなかった場合

遺言書に「〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地の土地は長男 A に相続させる。」とあるが建物についてはかかれていない場合、残念ながらこの遺言の内容では、土地の相続登記はできても建物の相続登記はすることができませんので、建物については別途遺産分割協議が必要となります。

3. 「託す」とか「管理させる」と書いてしまった場合

遺言書に「〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地の土地は長男 A」に「託す」とか「管理させる」と書いてしまった場合は、物をあげたり相続させたりするような意味合いではないので、相続登記に使うことができません。〇〇を△△に「相続させる」と書きましょう。

4. 普通預金だけ書いて**定期預金に触れなかった場合**

同一金融機関に普通預金と定期預金の双方を預託しているのであれば、両方を記載しなければいけません。この事例では、普通預金は長男のものとなりますが、定期預金については記載漏れのため遺産分割が必要となります。

5. 「**遺贈**」と書いてしまった場合

私の土地を長男に「遺贈させる」と書いてしまった場合には、相続登記ではなく遺贈登記となってしまいます。遺贈登記となってしまうと原則として相続人全員を登記義務者としなければいけません（**相続人全員の実印と印鑑証明書が必要**）。

6. お世話になった人に不動産を遺贈したが遺言執行者の指定がない場合

相続人以外へ財産を承継させる場合には「相続」ではなく「遺贈」という文言を使います。遺贈となると不動産の名義変更の際に、相続人全員の協力が必要となってしまいます。

相続人全員が協力してくれれば問題はないのですが相続人が見知らぬ人へ不動産を遺贈した場合にはそれが難しいことは容易に想像できます。

7. 遺言書に記載なき財産についての相続指定

遺言書に記載されていない財産は、再度、遺産分割協議をしなければいけません。

遺言書には、「本遺言書に記載なき財産については〇〇へ相続させる。」のように、包括的に漏れなく指定しておくべきでしょう。

8. 遺贈において、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡

この場合、遺贈の効力が生じないこととなる（民994条1項）

遺言書に、受遺者が先に死亡した場合、その者が受け取るはずであった財産を誰に承継させたいか記述し、その対策とすることが出来ます（**逆縁対策、予備的遺言**）。

*現実には、受遺者が先に亡くなることを想定して遺言を書くことを考える自体、難しいが遺言者の思いを実現するためには検討しておく内容です。